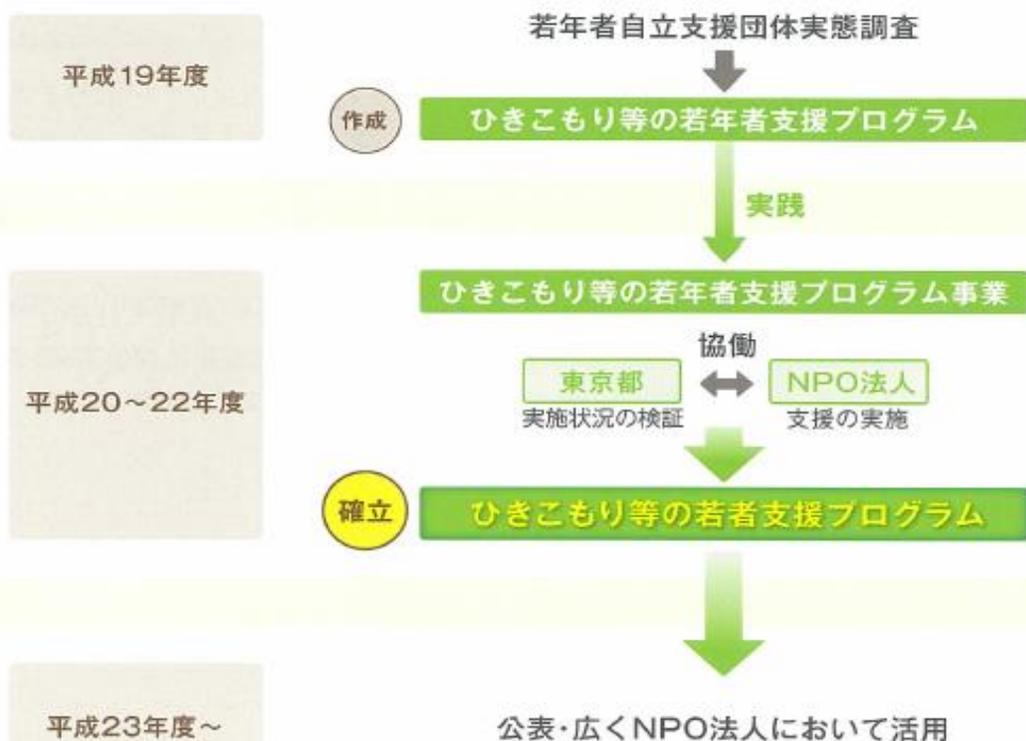


## 現在の「ひきこもり等の若者支援プログラム」について

## 経緯

東京都は、平成19年度実施した「若年者自立支援団体実態調査」の結果等を踏まえ、支援の現状と課題、解決の方向性（①「訪問相談」・「家族支援」の有効性 ②必ずしも「就労・就学」を前提としない支援の必要性 ③公的相談機関や自治体との連携）を整理し、平成20年度からNPO法人との協働により「ひきこもり等の若者支援プログラム」による支援事業を開始、平成22年度に本支援プログラムを確立。

## 「ひきこもり等の若者支援プログラム」確立までの経緯



本支援プログラムは、各NPO法人の自主性や創意工夫を尊重し、NPO法人が実施する取組に関する「枠組み」として、目指すべき方向性や概括的な手段・方法等を提示

ひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象に、適切かつ効果的な支援を実施することにより、ひきこもり等の若者の自立支援を図ることを目的とする。

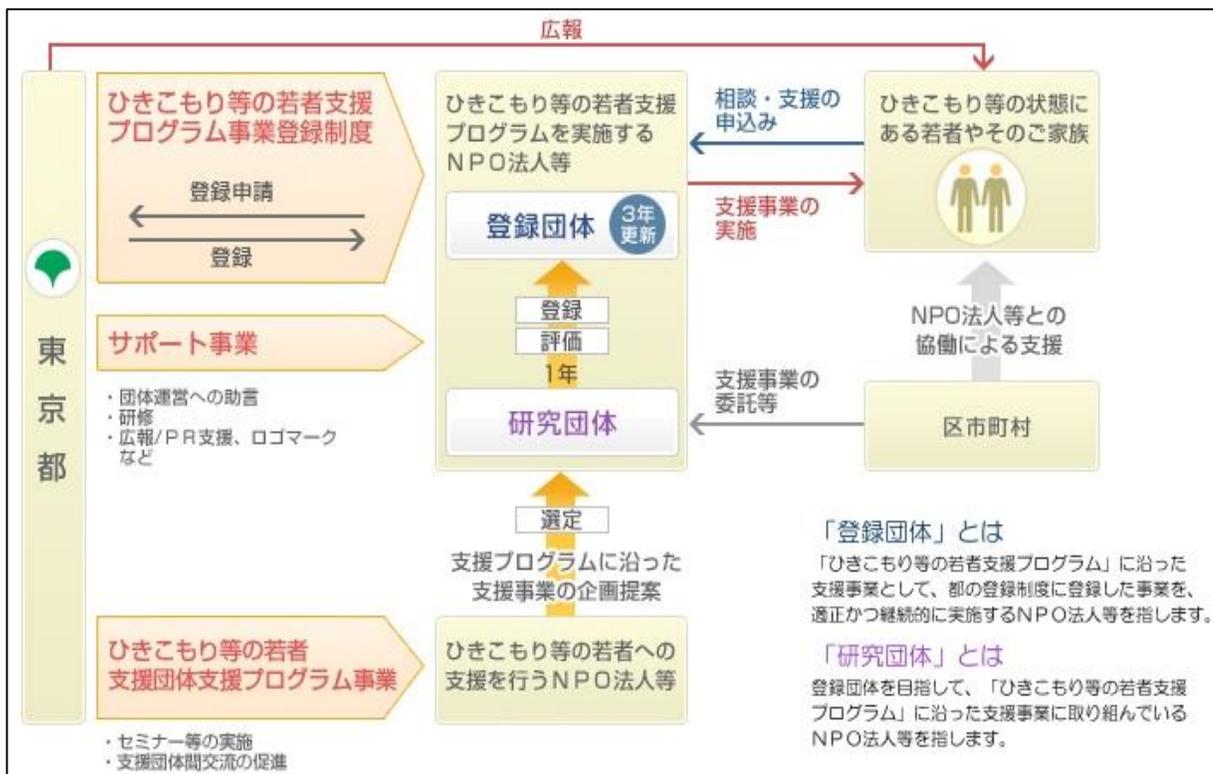
広くひきこもり等の若者やそのご家族を支援しているNPO法人に活用いただくことを期待

「東京都若者社会参加応援事業」の実施

# 東京都若者社会参加応援事業と「ひきこもり等の若者支援プログラム」について

都は、平成23年度から、「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って「訪問相談」「フリースペース」「社会体験活動」を実施するNPO法人等の民間支援団体等を登録し、都民等に周知する「東京都若者社会参加応援事業」を開始

本支援プログラムに沿った支援事業として、都の登録制度に登録した事業を、適正かつ継続的に実施するNPO法人等を「登録団体」としており、**現在、20団体が登録**



## 現プログラムの見直しの方向性

○本支援プログラムの対象者（ひきこもり等の状態にある若者）は、**15歳（義務教育終了後）から概ね34歳までを想定**している。（ただし、対象者の状況や支援の体制等を踏まえ、柔軟に対応することを妨げるものではない。）

⇒ **中高年層を含めた全年齢の当事者・家族が利用できるものとし、家族も支援対象**であることを明確にする必要がある。

○現在登録されている20団体以外にも、**地域には多様な資源がある。**

⇒ひきこもりの状態にある当事者や家族は、**それぞれ状態や状況が異なる**。改定後は、全年齢の当事者・家族を対象と考え、民間支援団体の支援の方向性や概括的な手段・方法等の統一的な基準等を示すのではなく、**当事者の自主的な活動や、地域家族会も含めて、多様な社会資源を受容する**必要がある。

○**悪質な民間事業者の利用やトラブルによる相談**が寄せられている。

⇒ **安心して利用できる地域資源をより多く登録**し、区市町村や広く都民に周知することで、**当事者・家族が利用できる選択肢を広げる**必要がある。